

海岸一時使用届

平成 年 月 日

神奈川県横須賀土木事務所長 殿

〒

(届出者) 住 所
氏 名
T E L

次のとおり海岸を使用したいので届け出ます。なお、使用に際しては、神奈川県横須賀土木事務所からの注意事項を守ります。

1 使用場所

2 使用目的

3 使用日時

4 使用人数

5 使用責任者 住 所
氏 名
T E L

6 添付書類 注意事項チェック表、案内図
*その他必要に応じて図面等を添付してください。

7 備 考

(事務所使用欄) 海岸一時使用届が提出されましたので、回覧します。										主任	
収 受		所 長		副 所 長		計 画 建 築 部 長		許 認 可 指 導 課 長		課 員	
		起 案	/	工 務 部 長		河 川 砂 防 課 長		課 員			
		決 裁	/								

注意事項チェック表

海岸を使用される場合の注意事項（すべての項目を守ってください。）

項目	チェック欄
事故防止の徹底を図ります。	<input type="checkbox"/>
他の海岸利用者に対し、強制、その他の迷惑行為を行いません。	<input type="checkbox"/>
現場で使用する機械器具は、他の海岸利用者の迷惑とならない場所に置きます。	<input type="checkbox"/>
必要に応じて適正数の交通整理員を配置します。	<input type="checkbox"/>
自動車、バイク、船舶を海岸区域へ乗り入れません。	<input type="checkbox"/>
公共施設及び海浜植物等を損傷又は汚損しません。万が一損傷又は汚損した場合には、速やかに横須賀土木事務所に連絡し、指示を受けます。	<input type="checkbox"/>
油等で海岸を汚損しません。万が一汚損した場合には、速やかに横須賀土木事務所に連絡をし、指示を受けます。	<input type="checkbox"/>
直火は使用しません（バーベキュー等台上での使用は可能です。）。	<input type="checkbox"/>
騒音で使用場所周辺の住民及び一般利用者等に迷惑をかけません（夜間 22 時以降の花火は条例で禁止されている地域があります。）。	<input type="checkbox"/>
撮影の場合等はプライバシーに十分配慮し、近隣に迷惑をかけないで方法で行います。	<input type="checkbox"/>
ゴミ等が発生した場合は、責任を持って持ち帰り、適正に処分します。	<input type="checkbox"/>
使用後は必ず原状に回復します。	<input type="checkbox"/>
万が一、事故等が発生した場合は、使用者の責任で対応します。	<input type="checkbox"/>
横須賀土木事務所の職員から指示がある場合には、その指示に従います。	<input type="checkbox"/>

「海岸一時使用届」の記入方法について

「海岸で撮影、興行等を行う場合のお願い」のフローチャートにより、「海岸一時使用届」を提出される場合の記入方法です。

記入後は、神奈川県横須賀土木事務所許認可指導課（TEL 046-853-8800、FAX 046-853-7443）へ「海岸一時使用届」をFAXしてください。

- **届出者** 団体の場合は、団体の名称及び代表者の氏名をご記入ください。
- 1 **使用場所** 使用する海岸名と目安となる所在地をご記入ください。
<例 〇〇丁目〇〇番地先>
- 2 **使用目的** 使用目的を具体的にご記入ください。
<例 〇〇テレビ「△△」の撮影のため>
- 3 **使用日時** <例 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時～〇〇時>
予備日が必要な場合には、その日時もご記入ください。
- 4 **使用人数** 予定人数をご記入ください。
- 5 **使用責任者** 担当者及び現地での責任者についてご記入ください。
なお、当日の連絡先（携帯電話の番号等）もご記入ください。
- 6 **添付書類** 注意事項チェック表、案内図
(明細地図等に使用場所及び範囲を明示し、使用面積（概算で結構です。）をご記入ください。)

※ 必要に応じて、企画書、図面、パンフレット等、使用目的の詳細が分かる資料を求める場合があります。

※ 葉山町内の海岸を使用する場合

- ① 葉山町産業振興課（TEL 046-876-1111、FAX 046-876-1717）へも「海岸一時使用届」をFAXしてください。
- ② 葉山警察署交通課（TEL 046-876-0110）へ事前にご連絡ください。

お問い合わせは	神奈川県横須賀土木事務所 許認可指導課	
	〒238-0022	神奈川県横須賀市公郷町 1-56-5
	TEL (046)853-8800 (代表)	FAX (046)853-7443

注意事項・関係機関連絡先

1 海岸を使用される場合の注意事項（すべての項目を守ってください。）

項目
事故防止の徹底を図ります。
他の海岸利用者に対し、強制、その他の迷惑行為を行いません。
現場で使用する機械器具は、他の海岸利用者の迷惑とならない場所に置きます。
必要に応じて適正数の交通整理員を配置します。
自動車、バイク、船舶を海岸区域へ乗り入れません。
公共施設及び海浜植物等を損傷又は汚損しません。万が一損傷又は汚損した場合には、速やかに横須賀土木事務所に連絡し、指示を受けます。
油等で海岸を汚損しません。万が一汚損した場合には、速やかに横須賀土木事務所に連絡をし、指示を受けます。
直火は使用しません(バーベキュー等台上での使用は可能です。)
騒音で使用場所周辺の住民及び一般利用者等に迷惑をかけません(夜間 22 時以降の花火は条例で禁止されている地域があります。)
撮影の場合等はプライバシーに十分配慮し、近隣に迷惑をかけないで方法で行います。
ゴミ等が発生した場合は、責任を持って持ち帰り、適正に処分します。
使用後は必ず原状に回復します。
万が一、事故等が発生した場合は、使用者の責任で対応します。
横須賀土木事務所の職員から指示がある場合には、その指示に従います。

2 関係機関連絡先（必要に応じてご連絡ください。）

名称	連絡先
F 横須賀ロケサービス (横須賀市経済部観光課)	〒238-8550 横須賀市小川町 11 横須賀市経済部観光課内 TEL (046)822-9672 FAX (046)823-0164
C 逗子フィルムコミッション (逗子市経済観光課)	〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16 逗子市役所経済観光課内 TEL (046)873-1111(内線 325) FAX (046)873-4520
三浦市役所経済振興部 営業開発課	〒238-0298 三浦市城山町 1-1 TEL (046)882-1111(内線 432) FAX (046)881-3460
葉山町都市経済部産業振興課	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内 2135 TEL (046)876-1111(代表) FAX (046)876-1717
葉山警察署交通課	〒240-0111 三浦郡葉山町一色 2034 TEL(046)876-0110

※ご不明な点は下記へお問い合わせください。

お問い合わせ・ご相談は	神奈川県横須賀土木事務所 許認可指導課
	〒238-0022 神奈川県横須賀市公郷町 1-56-5 TEL (046)853-8800 (代表) FAX (046)853-7443